

「第2回 民生委員・児童委員の 選任要件に関する検討会」 意見陳述 資料



令和6年7月30日

東京都民生児童委員連合会
副会長 小林 隆 猛

目次

- 1 東京都の概況
- 2 定数・現員数・充足率の推移
- 3 居住要件緩和について
- 4 担い手確保対策について
- 5 その他



1 東京都の概況

(令和4年12月時点)

(1) 定数 (八王子市含む)

区域担当…9,993人

主任児童委員…828人 計 10,821人

(2) 現員数 (充足率) (同)

区域担当…8,782人 (87.9%)

主任児童委員…771人 (93.1%) 計 9,553人 (88.3%)

(3) 平均年齢 (八王子市除く)

区域担当…65.2歳

主任児童委員…55.2歳

(4) 性別割合 (同)

区域担当…男性24.3%／女性75.7%

主任児童委員…男性19.2%／女性80.8%



1 東京都の概況

(令和4年12月時点)

(5) 平均在職年数 (八王子市除く)

区域担当…9.1年

主任児童委員…7.4年

(6) 新任委員率 (同)

区域担当…18.4%

主任児童委員…19.3%

(7) 一人当たり平均担当世帯数 (八王子市含む)

東京都全体…680世帯

(8) 有職率 (八王子市除く)

区域担当…53.2%

主任児童委員…73.1%



1 東京都の概況

(参考 1) 居住要件（一部抜粋）

■ 東京都（選任要綱）

当該区市町村の議会の議員の選挙権をもち、担当予定区域又は隣接区域におおむね3年以上居住しており、その地域の実情に精通し、かつ住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者

■ 国（民生委員法・選任要領）

民生委員法第6条「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」

選任要領「その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者」



1 東京都の概況

(参考 2) 年齢要件（一部抜粋）

※東京都の選任要綱では「（略）住民生活の実態に即応した柔軟な指導力、機敏な行動力及び新しい時代感覚等が強く望まれていることを考慮し、次の年齢要件を満たすこと。」とされている。

■ 東京都（令和7年度の一斉改選より）

新任：原則67歳未満・例外72歳未満

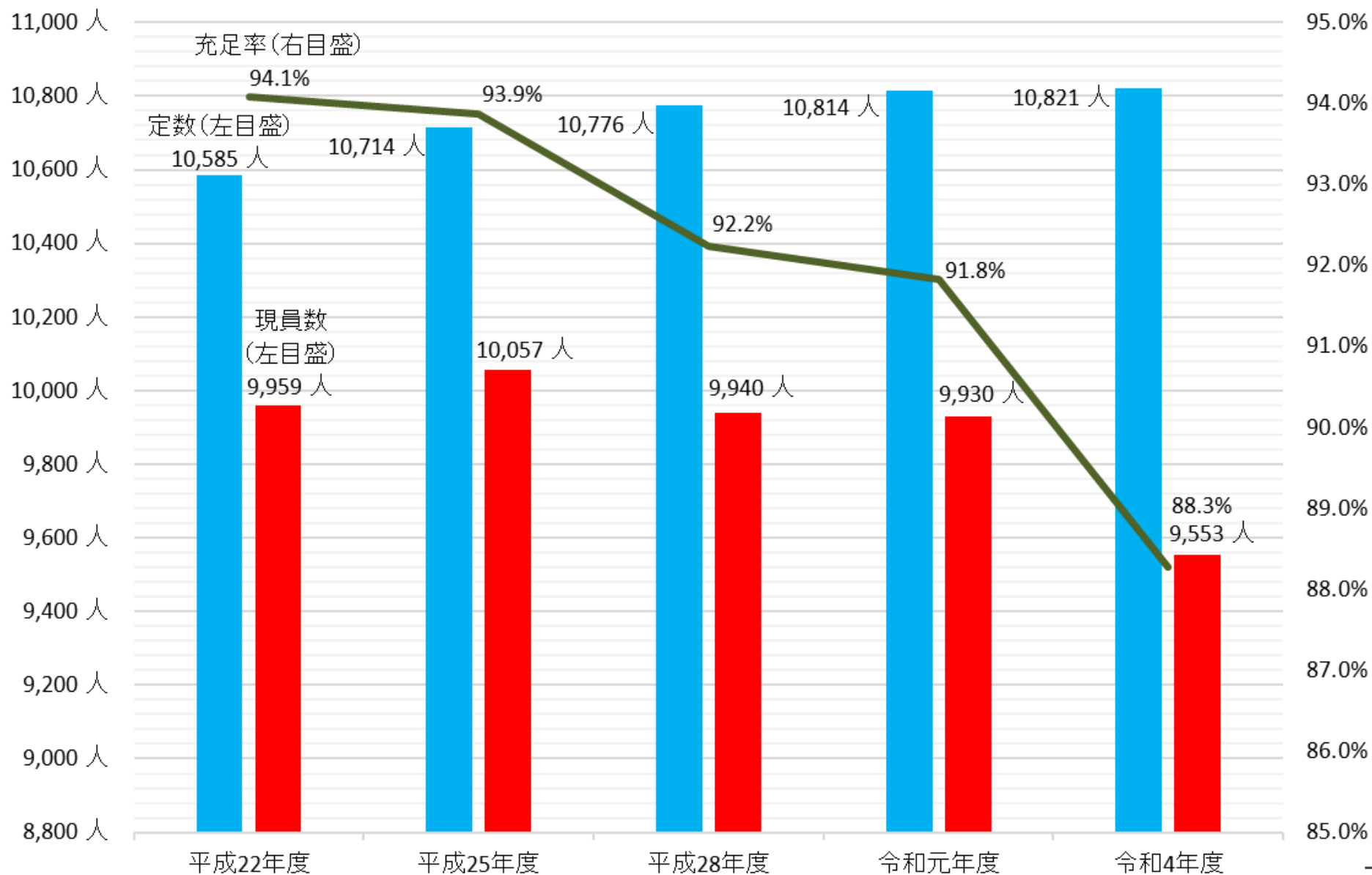
再任：原則75歳未満・例外77歳未満

■ 国

新任・再任共通：75歳未満の者を
選任するよう努めること
（弾力的運用が可能）。



2 定数・現員数・充足率の推移



2 定数・現員数・充足率の推移

(参考 1) 参酌すべき国の配置基準と平均担当世帯数

区分	配置基準	都内平均
東京都区部・指定都市	220～440世帯に1人	699世帯
中核市・人口10万人以上の市	170～360世帯に1人	636世帯
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人	
町村	70～200世帯に1人	

(参考 2) 在任期間

東京都

2期目まで
42.5%

3期以上
57.5%

国

57.9%

42.1%

3 居住要件緩和について

(1) 居住要件緩和についてどう考えるか

- 基本的に、今回の提案については反対の立場である。緩和を前提とした議論には違和感を覚える。
- 限定的・特例的なのであれば、法改正してまで現状の民生委員の本質を歪ませかねないような要件緩和をすることには疑問である。

(2) 緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

- 例外規定が適用される委員の「①受け入れ体制」や「②実効性ある協力体制」が、民児協として担保できる状態にあること。いわば民児協内での共通理解と覚悟次第ではないかと考える。
- 加えて、当該担当区域内の住民の方々の理解、例えば「夜間・休日等は、この地区の民生委員は不在のため、緊急時のご連絡は〇〇委員までお願いします」といった案内なども必要ではないか。

3 居住要件緩和について

(理由)

- 民生委員活動に人により差が出ることになり、民児協内の不協和音につながる恐れがあるのではないかな。
- チーム（班）として動くことに差し障りが出るのではないかな。
- 東京版活動強化方策の取り組みに支障が出るのではないかな。
- 地域住民の信頼が得られるのか。



東京版活動強化方策 5つの柱

支援力を高める

個別支援活動の向上

住民に寄り添い、ニーズをつかみ、適切な支援に結びつける力量を高めます

チームで動く

班体制の確立

近隣の委員同士がチームとなり、地域と向き合いながら、課題解決につなげます

組織を活性化

民児協組織の強化

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、地域とともに成長できる組織を目指します

子どもを育てる

児童委員活動の充実

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

地域を地味す

協働による地域福祉活動

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

4 担い手確保対策について

(1) 葛飾区民児協内での意見交換より（一部抜粋）

- 活動マニュアルを作り町会等に渡して探してもらう。
- 小地域福祉活動の参加者からも探せるようにする。
- 若い世代に向け、パソコンやスマホを活用することで仕事をしながら活動できることをPRする。

(2) 葛飾区民児協事務局としての取り組み（同）

- 候補者の選出が困難な理由について現状分析を行い、自治町会に向けて改めて説明機会を設けたり関係団体と情報交換する。
- 令和7年1月に自治町会連合会に推薦依頼する際の資料の見直しを行う。
- 定期的な広報紙への記事掲載、SNSの活用、区の協働サイトへの記事掲載など、PR活動を強化する。

4 担い手確保対策について

(3) 東京都民生児童委員連合会内での区市郡支庁 民児協会長による意見交換より（同）

- 若い人材を知っている組織など、推薦母体を拡大する。
消防、警察、教育関係、社協、商工会、青年会議所、PTA、ライオンズクラブ・ロータリークラブなど。ほかにも保育園、幼稚園、子ども会、青少協・青少対、JA、婦人会、消防団、地域防災会議、老人クラブ、地元企業・事業所など
- 民生委員推薦会を実効性ある委員構成に見直す。
- 行政の責務として後任者探しに主体的に協力してもらう。
- 社会福祉協議会をはじめとした関係機関や福祉施設・福祉事業所等への人材に関する情報提供の依頼を行う。
- 行政の審議会や各種委員会の市民公募の方に声を掛ける。

5 その他

(1) 続けやすい（辞めさせない）工夫

班活動、コーチ制、リモート会議や会議のアーカイブ配信、
仕事をしている委員でも活動できる民児協としての体制づくりなど

(2) 活動しやすい環境の整備

普及・啓発、関係機関との連携、民児協事務局のサポートなど

(3) 力量の向上に向けた研修の充実・強化

研修コースの拡充、手法（持ち方）の工夫、オンデマンド研修等
の利便性の高い受講形式の提供など



ご清聴いただき
ありがとうございました。

